

野木町水道事業の現状について

令和6年11月8日
事務局説明資料



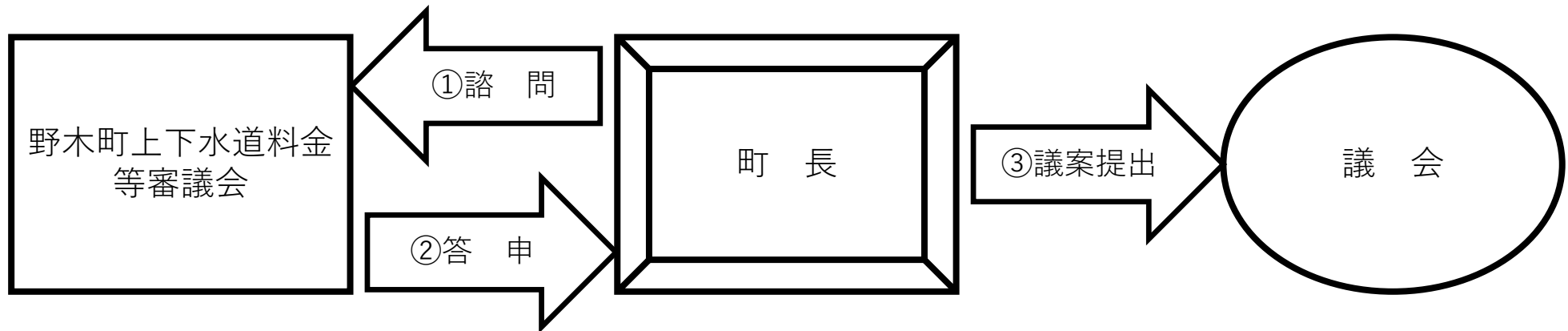
1 審議会の位置づけ

(1) 設置の根拠

野木町上下水道料金等審議会条例

第2条 野木町水道料金、野木町下水道使用料及び野木町農業集落排水処理施設使用料に関し必要な事項を審議するため、野木町上下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(2) 設置の位置づけ



2 全体スケジュールと検討内容

(1) 全体スケジュール



(2) 検討内容

第1回検討会	第2回検討会	第3回検討会	第4回検討会
① 野木町の水道料金について ② 適正な水道料金水準を検討する必要性	① 適正な水道料金の検討方法について ② 料金水準について	① 料金体系について ② 水道料金改定の考え方について	① 答申（案）について

3 野木町の水道料金について

(1) 現行の料金体系

○現行の水道料金は、メーター使用料、基本料金、超過料金（従量料金）を設定している。

①メーター使用料（消費税抜）

口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
1カ月につき(円)	50	100	110	170	200	960	1,250	1,590

②基本料金（消費税抜）

10立法メートルまで(円)	950
---------------	-----

③超過料金（消費税抜）

11立法メートル以上 1立法メートルにつき(円)	130
-----------------------------	-----

計算例：口径20mmで20m³使用

メーター使用料100円+基本料金950円+超過
料金（130円×10m³）=2,350円（税抜）

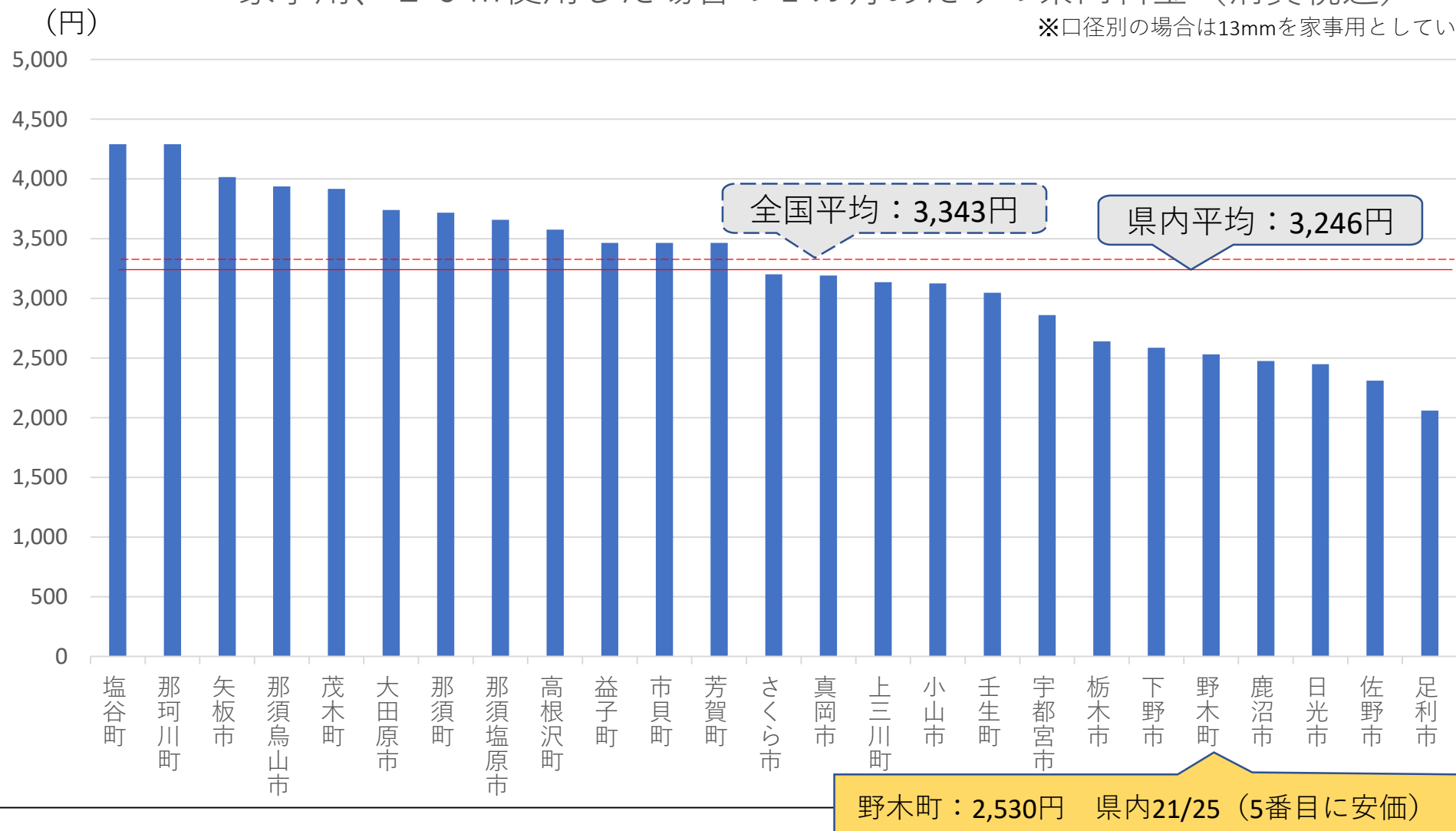
2,350円×1.1=2,585円（税込）

3 野木町の水道料金について

(2) 料金水準の比較 ※令和6年4月1日現在（全国平均は令和5年4月1日現在）

家事用、20 m³使用した場合の1カ月あたりの県内料金（消費税込）

※口径別の場合は13mmを家事用としている。



3 野木町の水道料金について

(3) 料金改定の状況

①野木町の改定状況

年度	改正内容
H 1	基本料金600円⇒970円 消費税導入含む
H 9	消費税率改正（3%⇒5%）
H 2 6	消費税率改正（5%⇒8%）
R 1	消費税率改正（8%⇒10%）



野木町の水道料金は消費税率の改定を除き、平成元年度以降の35年間据え置きとなっている。

②栃木県内他団体の状況 ※消費税改定を除く

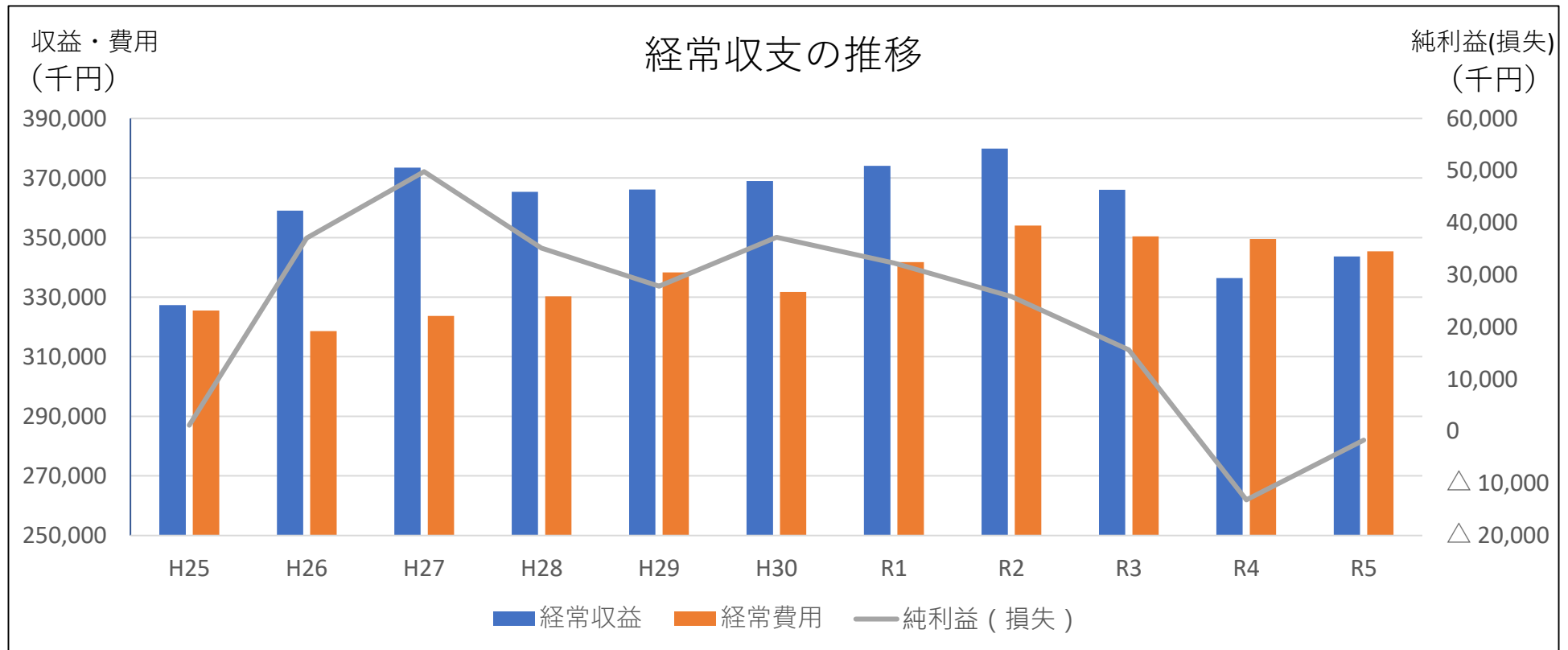
年度	団体名
H 6	真岡市
H 8	足利市
H 1 0	高根沢町
H 1 7	茂木町
H 1 9	宇都宮市
H 2 1	下野市
H 2 2	那須塩原市
H 2 3	佐野市、日光市、那珂川町
H 2 4	上三川町、壬生町
H 2 5	小山市
H 2 6	さくら市、那須烏山市
H 2 9	鹿沼市、芳賀中部上水道企業団
R 2	塩谷町
R 3	矢板市
R 6	栃木市、那須町

4 適正な水道料金の水準を検討する必要性について

(1) 収支の状況

○令和2年度に新型コロナウイルスの影響もあり、水需要が増加し経常収益の増加は見られるが、以降は減収傾向にある。

○令和4年度は新型コロナウイルス対策として水道料金の減免を行い純損失を計上したが、近年の電気料の高騰などにより施設の維持管理費が増加し、令和5年度においても純損失を計上している。

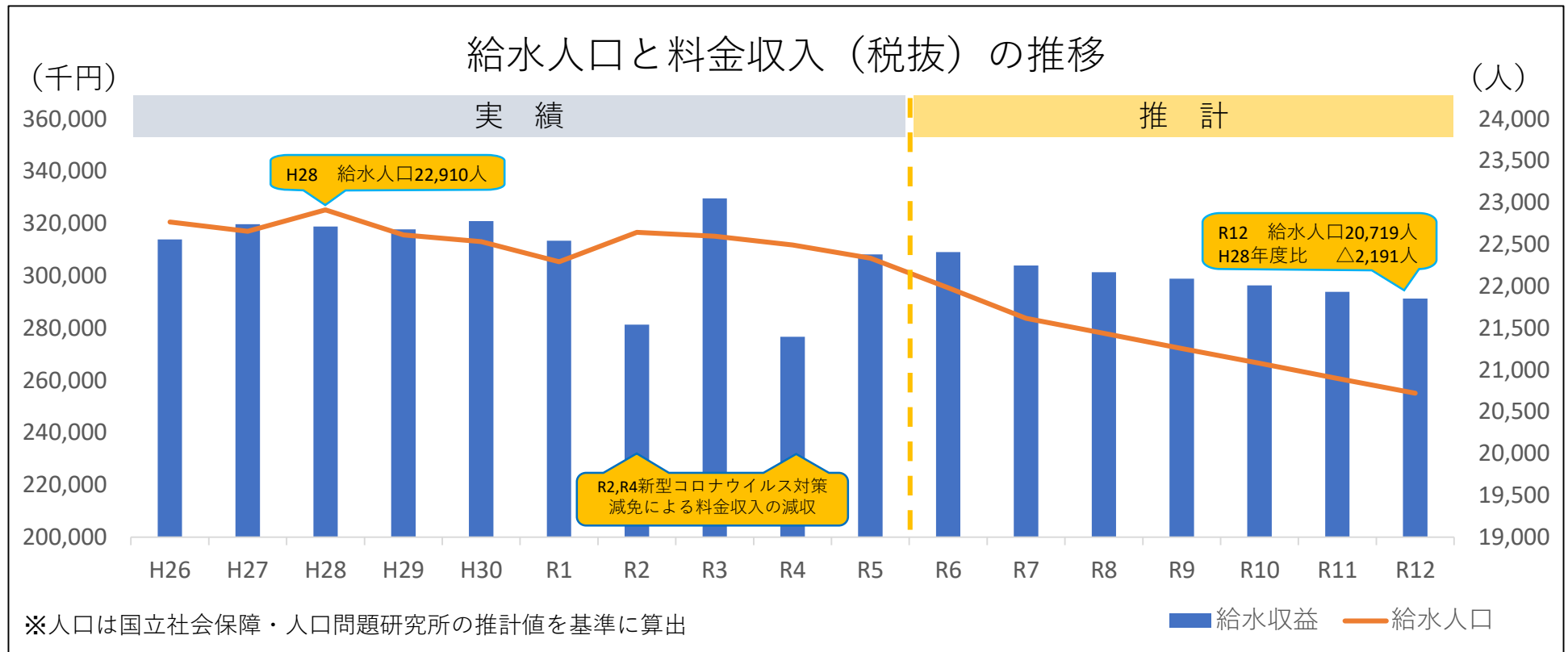


4 適正な水道料金の水準を検討する必要性について

(2) 給水人口の減少による料金収入の減収

○給水人口は平成28年度をピークに、増減はありつつも減少の傾向にあり、今後も減少が見込まれる。

○給水収益は給水人口と連動し、減収が続くことが見込まれる。令和3年度は新型コロナウイルスによる水需要の増加により増収しているが、令和5年度には従来の給水収益の規模に戻っている。



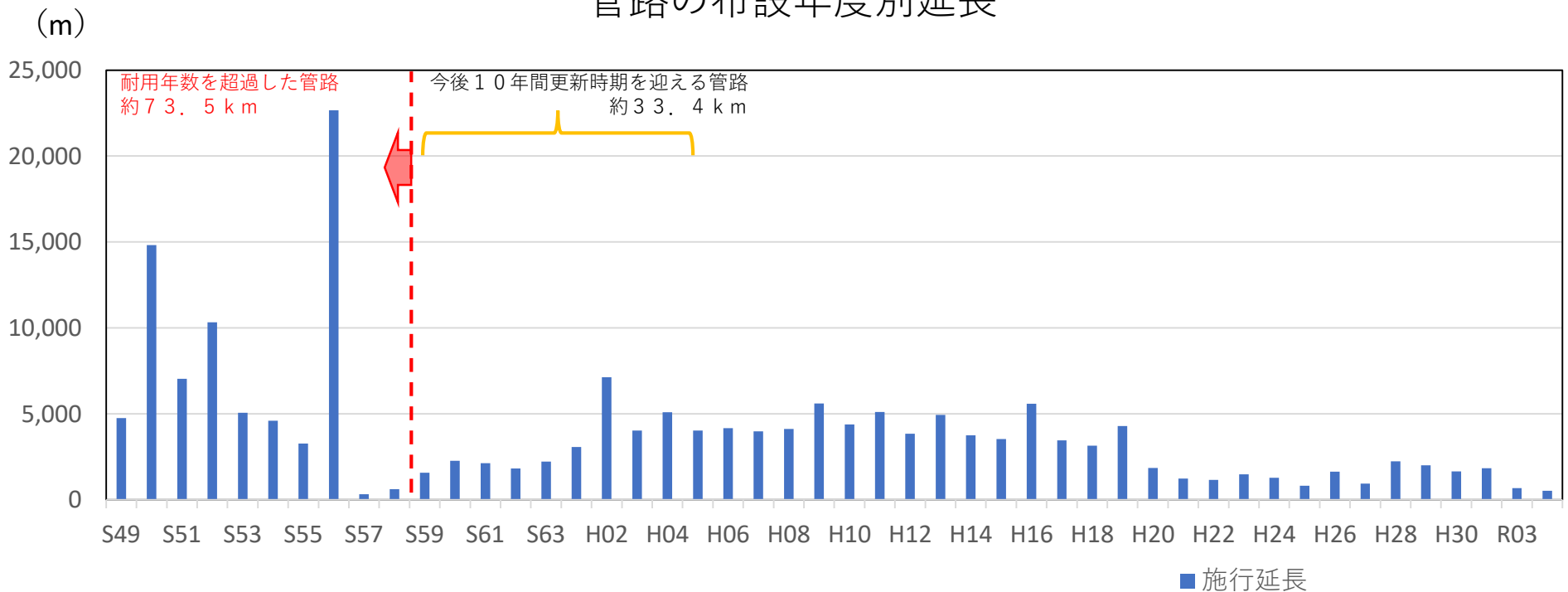
4 適正な水道料金の水準を検討する必要性について

(3) 老朽化に伴う施設の更新

○管路施設においては昭和49年～昭和56年頃に多くの管路が布設されており、現在約73.5kmの管路で布設から40年が経過している。

○今後10年においてはさらに約33.4kmの管路が更新時期を迎える見通しのため事業実施の財源を確保する必要がある。

管路の布設年度別延長



4 適正な水道料金の水準を検討する必要性について

(4) 経営の健全化・効率化への取組み

これまでの
取組

- 料金徴収業務や水道閉開栓など、民間業者への委託による業務の効率化、職員数の削減
- 企業債発行抑制による支払利息の削減
- 管路台帳システムの導入による業務の効率化
- 上下水道事業を1つの組織に集約し、組織体制の効率化、経営ノウハウの集約

これからの
取組

- 茨城県主導のもと、水道事業の広域連携の推進をしており、経営の統合に向け積極的に検討を進めている
- 広域連携がされると、施設の更新に際して、国の交付金が活用となることや、市町村を超えた施設の共同化、業務の共同発注など、経費の削減が期待され、単独経営時よりも給水原価の上昇を抑制することが可能

人口減少による収益の減少、施設の老朽化による負担の発生など、大きな環境変化に対し経営努力のみでは対応が困難

4 適正な水道料金の水準を検討する必要性について

(1) 収支の状況

- 給水収益の減少、燃料費高騰などによる経費の増加により令和4年度、令和5年度において純損失を計上

(2) 給水人口の減少による料金収入の減収

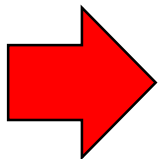
- 減少傾向にある給水人口は今後も継続して減少していく見込みであり、連動して料金収入の減収が見込まれる

(3) 老朽化に伴う施設の更新

- 既に耐用年数を超えている施設もあるなか、今後さらに更新時期を迎える施設が続くことから、更新費用の確保が必要

(4) 経営の健全化・効率化への取組み

- 既に実施している取組のほか、今後予定している水道事業の広域化を踏まえても、経営環境の変化への対応は困難



今後の経営環境の変化に対応するためにも、経営努力を行ってなお、発生する財源不足を解消するため、適正な料金水準の検討が必要となる